



養護老人ホーム入所申込みについて（ご案内）

令和3年12月現在

【養護老人ホームとは？】

養護老人ホームは、原則65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が、市区町村長の措置によって入所する施設です。

下記【申込み時チェック項目】の全てに該当し、さらに入所判定委員会にて日常生活動作の状況や精神状況等により養護老人ホームの対象と判定された方が入所できます。

【申込み時チェック項目】

対象要件	内容
年齢	<input type="checkbox"/> 65歳以上の方。又は65歳未満であっても要介護認定がある等により特に必要があると認められる方。（要相談）
要介護度	<input type="checkbox"/> 認定なし <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2【※1】
健康状態	<input type="checkbox"/> 入院加療を要する病態ではないこと。
経済状況	<input type="checkbox"/> 下記①～③のいずれかに該当する。 ①生活保護世帯である。 ②入所希望者及び生計中心者【※2】が非課税もしくは市民税の均等割のみ課税である。（市民税の所得割課税の場合は対象外） ③災害の発生等諸事情により世帯の生活状態が困窮している。 <input type="checkbox"/> 年収が150万円未満である。 <input type="checkbox"/> 預貯金が500万円未満である。
家族・住居の状況	<input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当する。（詳細に聞き取り調査を行います。） ・養護者がいない。 ・家族又は同居者との同居が困難。 ・現に住居がない。 ・住居の環境が劣悪である。
入所意思	<input type="checkbox"/> 申込み時点において、本人に入所の意思があること。

【※1】要介護2までの方であっても、本人の状態によっては対象とならない場合があります。要介護3～5の方は、養護老人ホームの対象外です。特別養護老人ホーム等へ直接入所申込みをしてください。

【※2】生計中心者とは、本人の生計を維持している同居家族等に当たります。

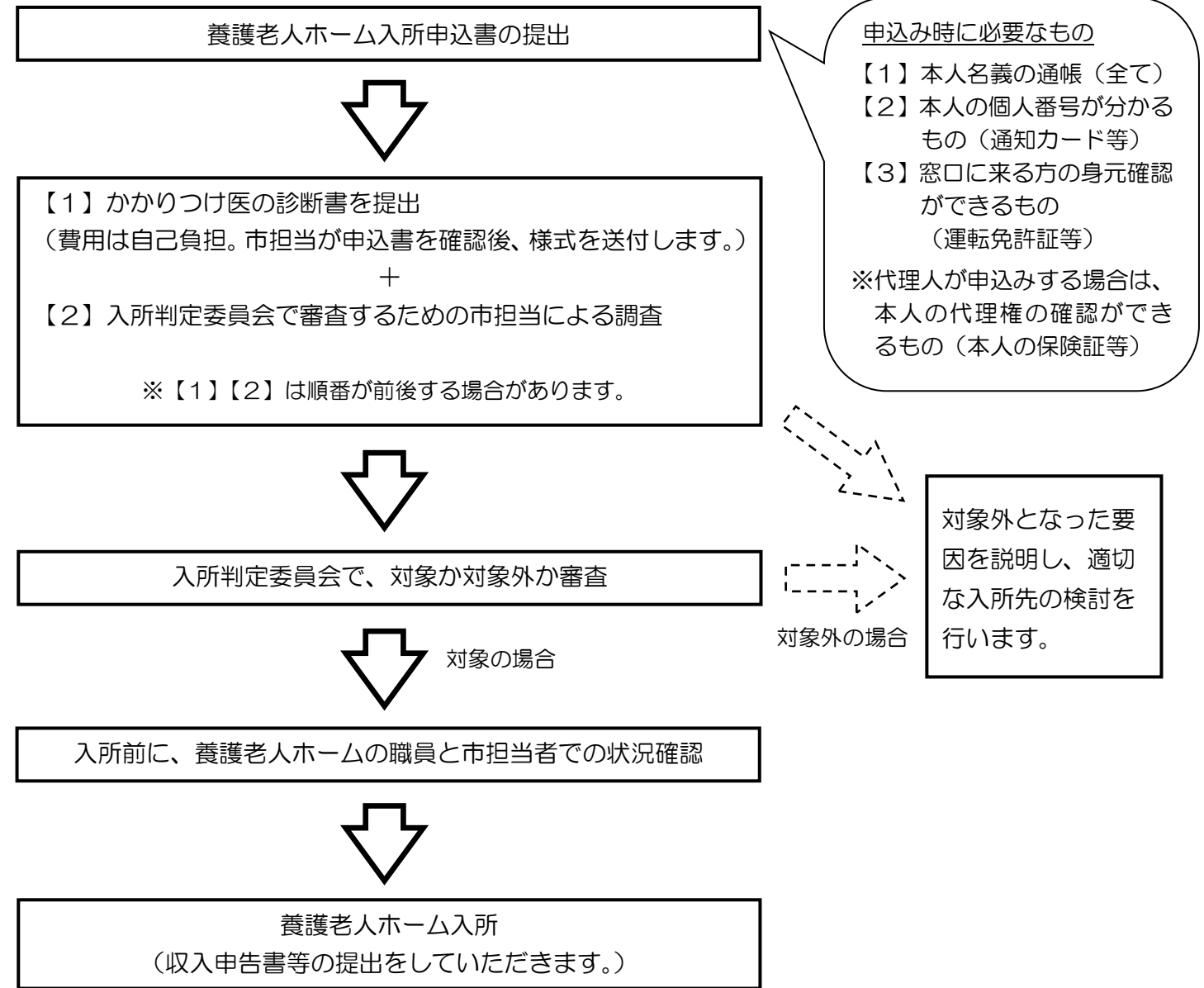
【利用料（負担金）はどれくらい？】

月々の施設の費用（食費、部屋代、光熱水費等）は市が措置費として施設に支払います。利用料（負担金）は、本人の年金等の収入や扶養義務者の課税状況に応じて、国が定めた基準により決定した金額を益田市へ納めていただきます。また、病院を受診した際の医療費、介護サービス利用料、お小遣い等は別途自己負担となります。※本人分は別表1、扶養義務者分は別表2参照。

【その他注意事項】

収入・預貯金を確認させていただくため、入所希望者名義の通帳を全てご持参ください。

【養護老人ホーム入所申込みから入所まで】



申込み時に必要なもの
 【1】本人名義の通帳（全て）
 【2】本人の個人番号が分かるもの（通知カード等）
 【3】窓口に来る方の身元確認ができるもの（運転免許証等）
 ※代理人が申込みする場合は、本人の代理権の確認ができるもの（本人の保険証等）

対象外となった要因を説明し、適切な入所先の検討を行います。

養護老人ホーム入所後、次に掲げるものに該当する場合には、養護老人ホームを退所し適切な医療機関や施設へ入院・入所をお願いすることになります。

- ①特別養護老人ホーム等への入所が決まった場合
- ②医療依存度が高くなった場合
- ③3ヶ月以上の入院が見込まれる場合
- ④その他退所が必要と認められる場合

<お問合せ先>
 益田市役所 高齢者福祉課 高齢者福祉係
 TEL：0856-31-0235
 FAX：0856-24-0181



別表1

被措置者費用徴収基準額表

対象収入による階層区分			費用徴収基準額
1	0円	～	270,000円
2	270,001	～	280,000円
3	280,001	～	300,000円
4	300,001	～	320,000円
5	320,001	～	340,000円
6	340,001	～	360,000円
7	360,001	～	380,000円
8	380,001	～	400,000円
9	400,001	～	420,000円
10	420,001	～	440,000円
11	440,001	～	460,000円
12	460,001	～	480,000円
13	480,001	～	500,000円
14	500,001	～	520,000円
15	520,001	～	540,000円
16	540,001	～	560,000円
17	560,001	～	580,000円
18	580,001	～	600,000円
19	600,001	～	640,000円
20	640,001	～	680,000円
21	680,001	～	720,000円
22	720,001	～	760,000円
23	760,001	～	800,000円
24	800,001	～	840,000円
25	840,001	～	880,000円
26	880,001	～	920,000円
27	920,001	～	960,000円
28	960,001	～	1,000,000円
29	1,000,001	～	1,040,000円
30	1,040,001	～	1,080,000円
31	1,080,001	～	1,120,000円
32	1,120,001	～	1,160,000円
33	1,160,001	～	1,200,000円
34	1,200,001	～	1,260,000円
35	1,260,001	～	1,320,000円
36	1,320,001	～	1,380,000円
37	1,380,001	～	1,440,000円
38	1,440,001	～	1,500,000円
39	1,500,001	円以上	(150万円超過額×0.9÷12月)+81,100円 (100円未満切捨て)

別表2

扶養義務者費用徴収基準額表

税額等による階層区分			費用徴収基準額
A	生活保護法による被保護者（単給を含む）		0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税		0円
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500円
C2	所得課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000円
D2		30,001～80,000	13,500円
D3		80,001～140,000	18,700円
D4		140,001～280,000	29,000円
D5		280,001～500,000	41,200円
D6		500,001～800,000	54,200円
D7		800,001～1,160,000	68,700円
D8		1,160,001～1,650,000	85,000円
D9		1,650,001～2,260,000	102,900円
D10		2,260,001～3,000,000	122,500円
D11		3,000,001～3,960,000	143,800円
D12		3,960,001～5,030,000	166,600円
D13		5,030,001～6,270,000	191,200円
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

※ 扶養義務者負担金の発生する方は、民法に定める扶養義務者のうち、入所時に同居している配偶者又は子です。（税上の扶養にとっている場合等にも該当する可能性があります。）

参考 益田圏域内養護老人ホーム一覧

施設名	住所	電話番号	FAX
清月の里	〒699-5132 益田市横田町 1751-5	0856-25-2408	0856-25-2413
春日荘	〒698-0203 益田市美都町都茂 1871-2	0856-52-2338	0856-52-2370
銀杏寮	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市 263	0856-77-0234	0856-77-1863